

### 第3回 完成検査の改善・合理化に向けた検討会

1. 日 時：令和2年1月29日（水）13:00～15:00
2. 場 所：中央合同庁舎3号館8階第1・2会議室
3. 出席者：大聖委員、竹内委員、上條委員、山田委員、深井委員、萩原委員、  
関口委員、真壁委員、舘野委員、大室委員、清水委員

#### 4. 議事（概要）

第2回の検討結果を踏まえ、「完成検査の改善・合理化に向けた検討会 中間とりまとめ（案）」について、意見交換を行い、以下の方向性で整理することになった。

- 完成検査の位置づけと必要性
  - ・ 完成検査は、国が行う新規検査に代わり型式指定自動車の保安基準適合性を1台ごとに確認するものであり、完成検査における基準不適合車両の検出によりリコールに至る事例が確認されていること等も踏まえると、完成検査は必要不可欠である。
- 完成検査の基本的なあり方
  - ・ 生産・検査技術のレベル等に応じて品質管理の手法がメーカーごとに異なることから、引き続き、完成検査の詳細な実施方法等については画一的な規定化を行わない。
- 自動化検査の導入促進
  - ・ 自動化検査の定義や満たすべき要件案を整理したうえで、今後、実証事業を通じて要件整理及び効果評価を行う。
- 工程内検査の運用
  - ・ 平成30年10月の省令改正等により、完成検査員が実施する工程内検査については申請可能であることが明確化されたところであり、メーカーと連携し工程内検査の導入事例を情報共有しながら、適正な運用に努める。
- 先進安全自動車の完成検査のあり方
  - ・ メーカーごとに先進安全技術についての設計思想やシステムの複雑さが異なることから、技術や基準に係る動向を踏まえつつ、継続的に検討する。
- 国際調和の観点からの型式指定制度等のあり方
  - ・ 1958年協定における品質管理の要件や、欧米や中国等の諸外国の状況を踏まえ、今後、型式指定制度等の見直しを検討する。
- 届出の簡素化
  - ・ 変更管理手順の提出義務及び当該手順に従って届出事項の変更管理を行う義務を課したうえで、品質管理や監査の実施に影響の低い項目（完成検査チェックシート等）について、変更届出を省略する措置を講じる。
- 市場情報を活用した品質管理の精緻化
  - ・ 使用過程時の走行データ等を用いた品質管理や型式指定監査の合理化可能性について、コネクテッド技術の進展等を踏まえつつ継続的に検討する。